

つくばみらい市国民保護計画（案）の概要

1 改定の背景

前回改定(平成 30 年 3 月)以降に国の国民保護に関する基本指針や茨城県国民保護計画との整合を図ることで現計画の見直しを行いました。

2 主な改定項目

①国民保護に関する基本方針に合わせた見直し

●全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備に関すること

第2編 第1章 第4項 第2節 警報等の通知に必要な準備

▷対処に時間的余裕のない事態に関する情報について、市民に迅速かつ確実に伝達するための全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備に関する内容を追加

●弾道ミサイルを想定した避難訓練に関すること

第2編 第1章 第5項 第2節 訓練

▷県警察、自衛隊等との連携による、武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等に特有な訓練等を、実践的に行う内容を追加

第3編 第3章 第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

▷想定される自衛隊の国民保護措置の追加

(避難住民の誘導や救援、武力攻撃災害への対処及び応急復旧)

●弾道ミサイル落下時における住民への避難周知に関すること

第3編 第4章 第2項 第4節 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

▷弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動を行うことができるよう、平素から全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の避難行動への周知について追加

②茨城県国民保護計画(平成 30 年 12 月改定)などに合わせた見直し

●医療関係団体等との調整に関すること

第2編 第2章 第4節 医療関係団体等との調整

▷NBC攻撃に伴う特殊な医療行為の実施可能な医療関係機関の把握に努める内容を追加

●文化財の保護に関すること

第3編 第4章 第2項 第3節 避難住民の誘導

▷移動可能な指定文化財を安全な施設に事前避難する内容を追加

●武力攻撃原子力災害(原子力災害への対処)に関すること

第3編 第4章 第2項 第4節 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

▷市長は、知事からの出される専門的な分析を踏まえた避難措置の指示を受けて、避難者の誘導を行う内容を追加

第3編 第7章 第2節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処

▷地域防災計画に準じ、モニタリングの実施、安定ヨウ素剤服用の措置を行うこと

▷国や県等から放射性物質等の放出、又は放出のおそれに関する通報を受けた際の措置を追加